

養育費に関する**公正証書等の作成費用**を補助します

養育費の取り決め内容の債務名義化を促進するため、公正証書の作成や家庭裁判所への調停の申立てなどの費用を補助します。

※令和6年4月1日以降に作成したものが対象で、上限は43,000円です。



対象者

交付申請時に富士見市内に居住しているひとり親で、次の受給要件の全てを満たす方

- (1) 養育費の取決めに係る経費を負担したこと
- (2) 養育費の支払いに関する債務名義を有していること（強制執行ができる旨が記載された公正証書など）
- (3) 養育費の取決めの対象となる20歳未満の児童を扶養していること
- (4) 過去に同一の内容の養育費の取決めに係る債務名義について、同様の趣旨の補助金の交付を受けていないこと

対象経費 養育費に関連するものに限り

- (1) 公証人手数料令に定める手数料
- (2) 家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入印紙代及び連絡用の郵便切手代
- (3) 戸籍謄本等添付書類取得費用

提出書類 必要に応じて追加の資料をお願いする場合があります

- (1) 児童扶養手当証書のコピー又はひとり親家庭等医療費受給資格証のコピー

※(1)に該当しない方は、下記の2点をご提出ください

- ①申請者と補助の対象となる児童の戸籍謄本又は抄本
- ②世帯全員の住民票のコピー

- (2) 補助対象経費の領収書などのコピー

※申請者が負担した養育費に関する費用が何円か欄外にご記入ください。

- (3) 養育費の取決めに係る公正証書などの全文のコピー

申請にあたっての注意点

- 提出期限は原則として、公正証書などを作成した日の属する年度の3月31日（3月31日が土・日・祝日に当たる場合はその日の直前の平日）までになります。
- 公正証書の作成を弁護士や行政書士などに依頼した際の報酬などについては、補助の対象に含まれません。

■■■ 申請方法などについては、裏面をご覧ください。■■■

申請方法

市ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、書類を添えて子ども未来応援センターに直接又は郵送にて申請してください。

※直接来所される場合は、預金通帳など、補助金の振込先が分かるもののコピーも一緒にご持参ください。

※郵送の場合は、市からの交付決定通知を受けたのち、請求書をご提出ください。

養育費と取り決めについて

養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに必要な、衣食住に必要な経費や教育費、医療費などの費用のことです。離婚により親権者でなくなっても、子どもの親であることに変わりはありませんので、養育費の支払義務があります。

養育費の取り決めについては (1)養育費の金額 / (2)支払期間 / (3)支払時期 / (4)振込先などを具体的に話し合い、内容については、口約束ではなく書面に残しておく（できれば公正証書にしておく）ことが望ましいとされています。

関連情報 子どものための養育費相談

子どもの養育費や面会交流など、ひとり親家庭が抱える諸問題について、専門の相談員に相談ができます。

【実施日】毎月第3木曜日です。

4月18日 / 5月16日 / 6月20日 / 7月18日 / 8月15日 / 9月19日
10月17日 / 11月21日 / 12月19日 / 令和7年1月16日 / 2月20日
3月27日(第4木曜日)

【時間】それぞれ1時間の相談時間となります。

午後1時30分から、午後2時30分から、午後3時30分からの3コマ

【対象】

富士見市に在住、在学、在勤で、離婚に伴う養育費や面会交流、お子さまのケアなどについてご相談したい方。将来に向けて話を聞きたい方もご相談できます。

【費用】 無料

【会場】 子ども未来応援センター

【相談員】 公益社団法人家庭問題情報センタースタッフ(元家庭裁判所調査官等)

【申込み】 子ども未来応援センターに電話でお申し込みください。

申請・問合せ先

富士見市子ども未来応援センター(子ども未来応援グループ)

〒354-0021 富士見市大字鶴馬 3351-2

電話 049-252-3774

FAX 049-252-3772



市ホームページ

